



平成 23 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名：株式会社エルクコーポレーション  
代表者名： 代表取締役社長 松本 啓二  
(コード番号：9833 大証第二部)  
問合せ先：取締役管理本部長 玉井 伯樹  
(電話：06-6942-2309)

**臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための  
基準日設定についてのお知らせ**

当社取締役会は、平成 23 年 6 月 15 日付けで、平成 23 年 8 月上旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会とを併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日設定について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 6 月 30 日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 23 年 6 月 30 日（木曜日）
- (2) 公告日 平成 23 年 6 月 15 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.elkc.co.jp/ir/notification.html>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

当社の平成 23 年 4 月 21 日付プレスリリース「キャノンマーケティングジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、キャノンマーケティングジャパン株式会社の要請により、本臨時株主総会を開催し、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することをそれぞれ付議する予定です。

本臨時株主総会にて上記①が承認され、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。

そこで、当社は、本臨時株主総会と併せて、当社普通株主による本種類株主総会を開催するため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定いたしました。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上